

北海道告示第11523号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和4年12月16日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称

コンビニエンスストアの設置・運営に係る建物賃貸借契約

(2) 賃貸借物件の内容

ア 建物名称	道庁別館
イ 所在	札幌市中央区北3条西7丁目5番地1、10番地
ウ 竣工年	昭和53年
エ 店舗貸付面積	142.30㎡
オ 倉庫貸付面積	19.16㎡
カ 店舗貸付場所	道庁別館1階
キ 倉庫貸付場所	道庁別館地下1階

(3) 契約の目的の仕様等

一般競争入札参加要領による。

(4) 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
更新はしない。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道告示第11522号に規定するコンビニエンスストアの設置・運営に係る建物賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部行政局財産課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階7号会議室
(2) 入札日時 令和5年1月25日（水） 午後3時30分
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

6 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

7 一般競争入札参加要領の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

8 郵便等による入札の可否 認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 無効入札
開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書記載金額
入札書に記載する金額は、契約期間中の貸付料の総額を記載することとし、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とする。
- (3) 連帯保証人
連帯保証人を必要とする。ただし、財務規則第205条25の2第2項の規定に基づく場合はこの限りではない。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道総務部行政局財産課財産制度係
イ 所在地 〒060-8588
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5790（直通）
011-231-4111（代表）22-407（内線）
- (5) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、一般競争入札参加要領による。
なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。